

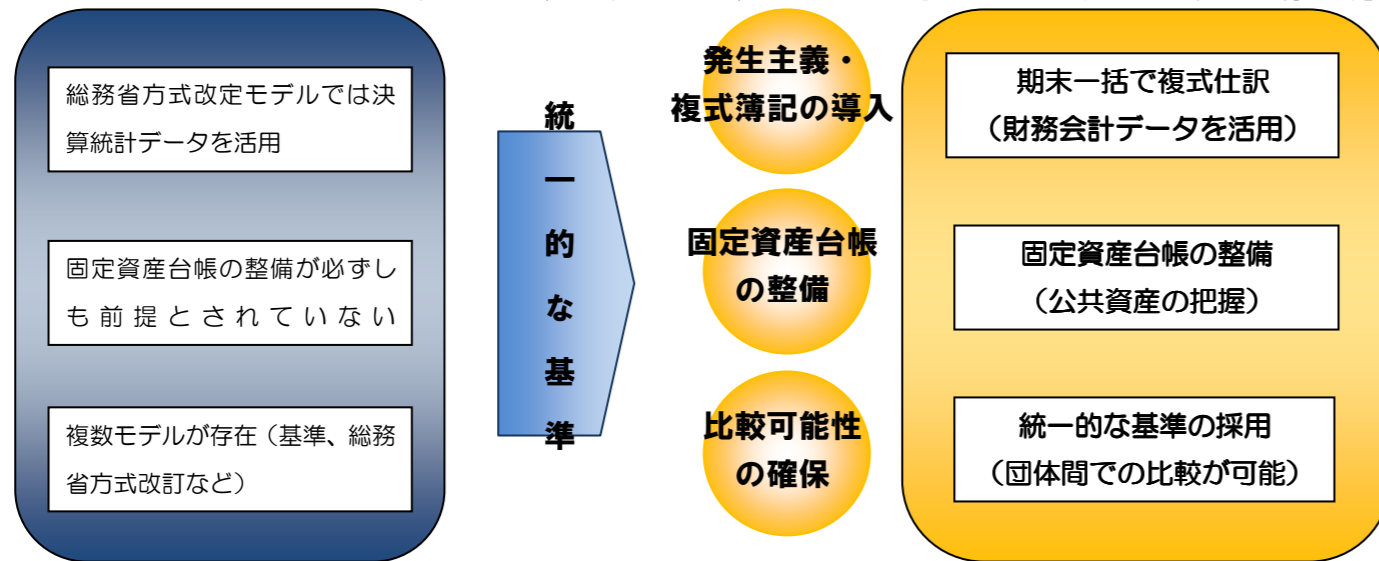
# 1. 地方公会計制度の概要

現在の自治体予算・決算制度は、現金の収支を議会のチェックを始め予算の適正かつ確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用しています。これはわかりやすいというメリットもありますが、現金のみの移動に着目しているため、資産、負債といった自治体会計全体を見ることが出来ないというデメリットもあります。

この点を改めるため、従来の現金主義による決算に加え、**発生主義、複式簿記といった企業会計的な手法を用いた財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の開示が行われているところであり、一般的には地方公会計制度といわれています。**

本市では、これまで決算統計データを活用した「総務省方式改定モデル」で作成していましたが、**平成29年度（平成28年度決算）より、「\*統一的な基準」に基づき作成することとしています。**

\*統一的な基準…「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成27年1月：総務省）」



# 2. 固定資産台帳の概要

**固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、**所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した、市有財産の内訳明細書であり、市の財産の一覧表となります。

固定資産は、1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があります。統一的な基準では、その現在高は貸借対照表（償却資産は、原則として取得価額等と減価償却累計額を表示）に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されます。

**【土地】**

- 事業用資産  
庁舎用地、学校用地など
- インフラ資産  
道路用地、河川など

**【建物】**

- 建物  
庁舎、学校など
- 建物附属設備  
エレベータなど

**【物品・備品】**

- パソコン、自動車  
美術品など

**【無形固定資産】**

- 用益物権  
地上権、借地権など
- 無体財産権  
特許権、著作権など
- ソフトウェア

# 3. 主な固定資産の評価方法

**【土地(道路、河川及び水路以外の敷地)】 ※減価償却は発生しない。**

開始時		今後
S59 以前に取得	再調達原価	取得原価（公有財産台帳取得価額）
S60 以降に取得	取得原価（公有財産台帳取得価額）	

※再調達原価 = (地目・地区別) 地積 × (地目・地区別) 平均単価 (円/㎡)  
平均単価による評価 (平均固定資産税評価額を平均単価として算定する方法)

**【土地(道路、河川及び水路)】 ※減価償却は発生しない。**

開始時		今後
S59 以前に取得	備忘価額 1 円	取得原価
S60 以降に取得	取得原価（備忘価額 1 円）	

※無償で移管を受けた道路・水路用地は、原則として備忘価額1円

**【建物】**

開始時		今後
S59 以前に取得	再調達原価	取得原価（公有財産台帳取得価額）
S60 以降に取得	取得原価（公有財産台帳取得価額）	

**【工作物(道路、農道、林道)】**

開始時		今後
S59 以前に取得	再調達価額	取得原価（再調達原価）
S60 以降に取得	取得原価（再調達原価）	

※再調達原価 = 幅員別道路延長 × 道路幅員別単価 (円/m) 道路幅員別単価は直近の工事費を基に算出

**【工作物(防火水槽)】**

開始時		今後
S59 以前に取得	再調達価額	取得原価 (寄附取得の場合、開始時と同様)
S60 以降に取得	取得原価（再調達原価）	

※再調達原価 = 貯水量 × 貯水量別単価 (円/㎡) 貯水量別単価は直近の工事費を基に算出

**【工作物(橋りょう)】**

開始時	今後
再調達原価	取得原価（再調達原価）

※再調達原価 = 橋りょう面積 × 橋りょう構造別単価 (円/㎡)

橋りょう構造別単価は（一財）自治総合センター（資料）を基に算出

**【工作物(公園)】**

開始時	今後
再調達原価	取得原価（再調達原価）

※再調達原価 = 公園面積 × 工事費平均単価 (円/㎡) 工事費平均単価は国土交通省（資料）を基に算出